

班田図と古代荘園図の役割

— 8世紀中頃の古代国家による土地把握との関わりを中心に —

三 河 雅 弘

- I. はじめに
- II. 古代国家の土地調査方法と班田図および古代荘園図
- III. 古代荘園図の機能と地
- IV. 古代荘園図の諸類型
- V. 古代国家による土地把握と図の役割
- VI. おわりに

I. はじめに

日本の古代国家による本格的な土地支配については、主に政策面の検討から、8世紀中頃以降に実施されたと指摘されている¹⁾。本稿は、その時期において作成された班田図と古代荘園図の役割について明らかにする。

班田図は、古代国家が6年毎に実施した校田と班田からなる、班田収授の作業結果を記載した図である²⁾。作成された班田図は、その後国衙や民部省に保管され、古代国家による土地政策の基本台帳とされていた³⁾。班田図の正確な整備時期については法制史料などに確認できず不明である。しかし、天平14年(742)作成班田図が、のちに永久保存の対象となっていることを考えれば⁴⁾、遅くとも8世紀中頃までには全国的に整備されていたと考えられる⁵⁾。

班田図自体は現存していないが、班田図を原図として作成された図がある⁶⁾。それらによれば、8世紀中頃以降の班田図には、1町

(1辺約109mの方格)に相当する区画と、その区画毎に条里呼称や田をはじめとした家、野、山などの地目が記載されていた。また、田に関しては区画毎に面積や田主名、図の巻首には巻毎の集計が記載されていた。図1には、大和国添下郡京北班田図において8世紀中頃以降の班田図を原図としている箇所の部分写真を示した。

一方、古代荘園図は、班田図と同じく1町に相当する区画を記載し、荘園を単位として作成された図である。古代荘園図の作成は8世紀中頃から9世紀中頃にかけて多くなされた。現在、8世紀中頃に作成された東大寺荘園を対象とする図を中心に約30点が伝来している⁷⁾。

班田図と古代荘園図は、はやくよりその存在が注目され、古代日本の土地制度の解明や景観復元などに用いられてきた。班田図の記載内容や形態については岸俊男をはじめとした研究がある⁸⁾。また、古代荘園図の記載内容については服部昌之⁹⁾や金田章裕¹⁰⁾などによって検討されている。それらの研究によって古代荘園図の多様性、班田図および古代荘園図と中世に作成された荘園絵図や方格図・土帳との違いなどが指摘されている。さらに近年では良質な写真図版が提供されたこともあり¹¹⁾、個別の図に関する研究が進展し¹²⁾、図の機能や詳細な表現内容の検討が行われている¹³⁾。

キーワード：古代国家、土地把握、班田図、古代荘園図

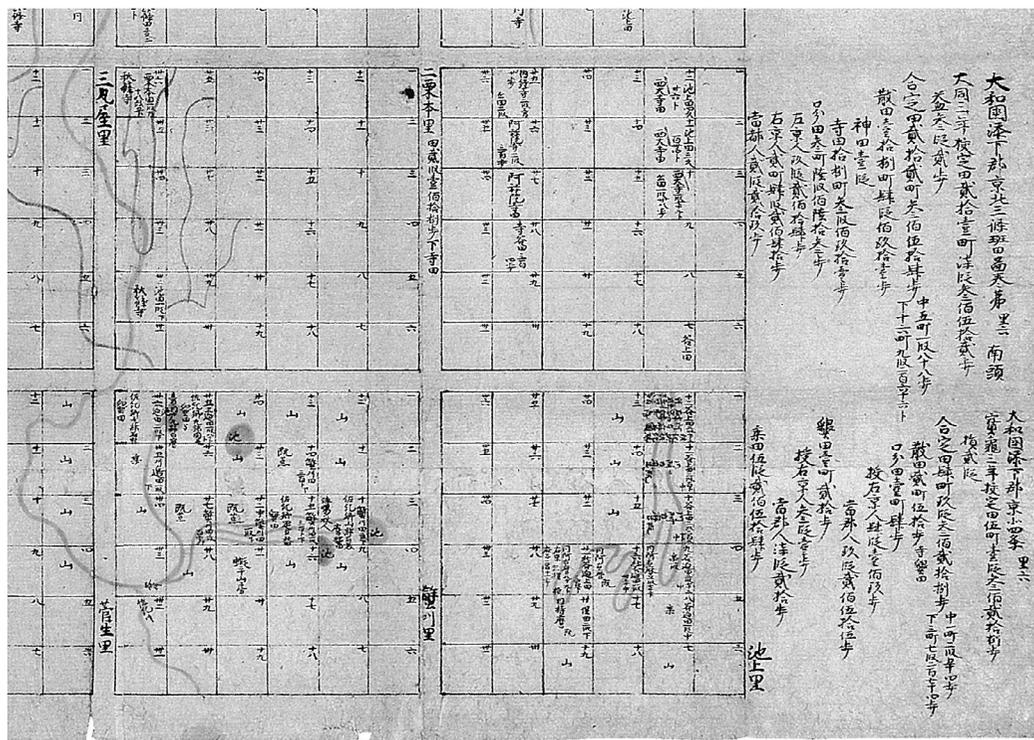


図1 大和国添下郡京北班田図(西大寺所蔵)の部分
 ※注6) ①文献図版より引用。

このように班田図と古代荘園図の研究は着実に進展してきた。しかし、大きな課題が残されている。たとえば、古代荘園図の役割や作成背景などである。班田図は班田収授時に作成され、その結果を示し田の把握という役割をはたしていたことが指摘されている。それに対して、古代荘園図については十分に説明されていない。さらに、班田図と古代荘園図の関係についても明らかになっていない。これは、8世紀中頃の古代国家による土地把握に関する理解に問題があったためであり、土地把握との関わりのなかで班田図および古代荘園図を明確に位置づけることができなかつたからであると考えられる。

これまで古代国家による土地把握は、近年まで確認できた1町方格の土地割、いわゆる条里地割を基軸に理解されてきた。すなわち

条里地割が7・8世紀において広範に施工され、その存在を前提に班田収授をはじめとした土地政策などが実施されてきたと考えられてきた。また、班田図や古代荘園図に記載されている方格線についても、条里地割を示したものであると考えられてきた。

しかし、昭和50年代(1975～)以降に示された発掘成果は、古代国家による土地把握の理解に修正をせまるものであった。そこでは、近年まで確認できた条里地割の多くが、7・8世紀頃において広範に施工されたのではなく、10～12世紀頃に施工されたことが指摘されている¹⁴⁾。

全面的な条里地割の施工時期を確定するデータは不足しているが、このような発掘成果をふまれば、条里地割の施工については7・8世紀において広範になされたのではなく、

時代が下るにつれて徐々に面的拡大をしていったと理解することができる¹⁵⁾。したがって、これまで土地把握の前提とされていた条里地割の存在を一旦切り離し、土地がどのような枠組みや方法で把握されていたのかをあらためて検討しなければならないと考える¹⁶⁾。

そこで本稿は、まず8世紀中頃における古代国家の土地調査方法の具体像を示し、班田図と古代荘園図の関係やそれぞれの機能を明らかにする。その上で、古代荘園図の表現内容や作成主体などを検討し、古代国家による土地把握の実態やその展開との関わりのなかで古代荘園図さらには班田図を位置づけ、8世紀中頃における図の役割について論じることしたい。

Ⅱ. 古代国家の土地調査方法と班田図および古代荘園図

8世紀中頃における古代国家の土地調査方法を明らかにする上で、考えなければならないのは、班田図や古代荘園図記載の方格線の存在である。

方格線については、これまで図作成当時に施工されていた条里地割を示したものであると漠然と考えられてきた。図2はこれまで理解されてきた方格線と現地との関係を示したものである。

しかし、前述した8世紀中頃における条里地割の施工状況に加えて、同時期に作成された古代荘園図をみると、図の方格線のすべて

が現地に施工されていた条里地割を示していないことは明らかである。方格線は、口分田などの水田部分に記載されている一方で、「野」をはじめとして地割をとまなわない「池」「川」「山」などにも記載されている。また、大和国平群郡額田寺伽藍并条里図記載の彩色による土地利用表現は、方格線の存在にとらわれずに示されている¹⁷⁾。

それでは図の方格線は何を示しているのだろうか。これは土地調査において基準とした1町を単位とした方格の網を示していると考えられる¹⁸⁾。

1町の方格網の存在は、すでに金田章裕が想定している。金田は、前述の発掘成果をふまえ、これまで自身が提唱した条里地割と条里呼称法から構成される条里プラン¹⁹⁾の概念に修正を加えている。そこでは、必ずしも条里地割の存在をとまなわない1町の方格網である坪区画および6町4方の里区画と、それらを表示する条里呼称によって構成された条里プランの概念が示されている²⁰⁾。

金田が想定する1町の方格網は、図2のようにあくまでも現実の条里地割を前提としたものであった。また天平14年(742)以降に成立した条里呼称²¹⁾との関係を重視し、8世紀中頃以降の問題に限定したものであった。しかし、金田が想定するように1町の方格網の成立や現地との関係を考える必要はないのではないか。

条里呼称成立以前に作成された天平7年の讃岐国山田郡田図²²⁾をみると、彩色による土地利用表現が、8世紀中頃以降の古代荘園図と同様に、方格線にとらわれずに示されていることが確認できる²³⁾。この表現は、同図記載の方格線がすべて条里地割ではなかったことを示していると考ええる。

山田郡田図記載の方格線は、天平宝字2年(758)の校田作業時における坪区画、すなわち1町の方格網と対応するものであったことがすでに指摘されている²⁴⁾。つまり、8世紀

図の方格線



条里地割

（あるいは部分的施工の条里地割を基準に）

図2 図の方格線についてのこれまでの理解

初頭段階ですでに、1町の方格網が現地に設定されていたと考えられるのである²⁵⁾。

田令田長条「凡田、長卅歩、広十二歩為段、十段為町」は、これまで、条里地割の施工に関わる規定とされてきた。しかし、これらは1町内の面積測量の規定を示したものと理解できる。さらに、『令義解』の田令田長条には「即於町者、須得五百束也」とあり、1町が500束を収穫できる目安でもあったことがわかる。山田郡田図にも、方格線で構成された区画内に「津田百五十束代」などの記載がみられる。

このように、1町の方格網の起源は少なくとも8世紀初頭にまでさかのぼるものであった。1町の方格網は、いわば田をはじめとする土地の収穫量および面積を測量するための基準枠であり、それらの所在を確認するための座標軸と定義できる。1町の方格網の設定

基準は、直線官道や直線国郡境あるいは別途設定した基準線などであったと推定される。

古代国家は、現地に設定した1町の方格網を、6年毎の校班田作業において確認し、それにもとづいて、土地の調査を実施していたと考える²⁶⁾。

図3に示した天平神護2年(766)作成の越前国足羽郡糞置村開田地図²⁷⁾は、8世紀中頃における校班田作業の実態を示している。後述するように同図は作成年が校班田であり²⁸⁾、署名や署名順などによって作成主体が国司であったことがわかる。

糞置村開田地図では、方格線が山稜線で示された山や谷の上を通過する例が多く確認できる。また同図には、方格線上に岩などが描かれている。これらは図4に示した現地に設定された1町の方格網を明示するためのものであったと考えられる²⁹⁾。

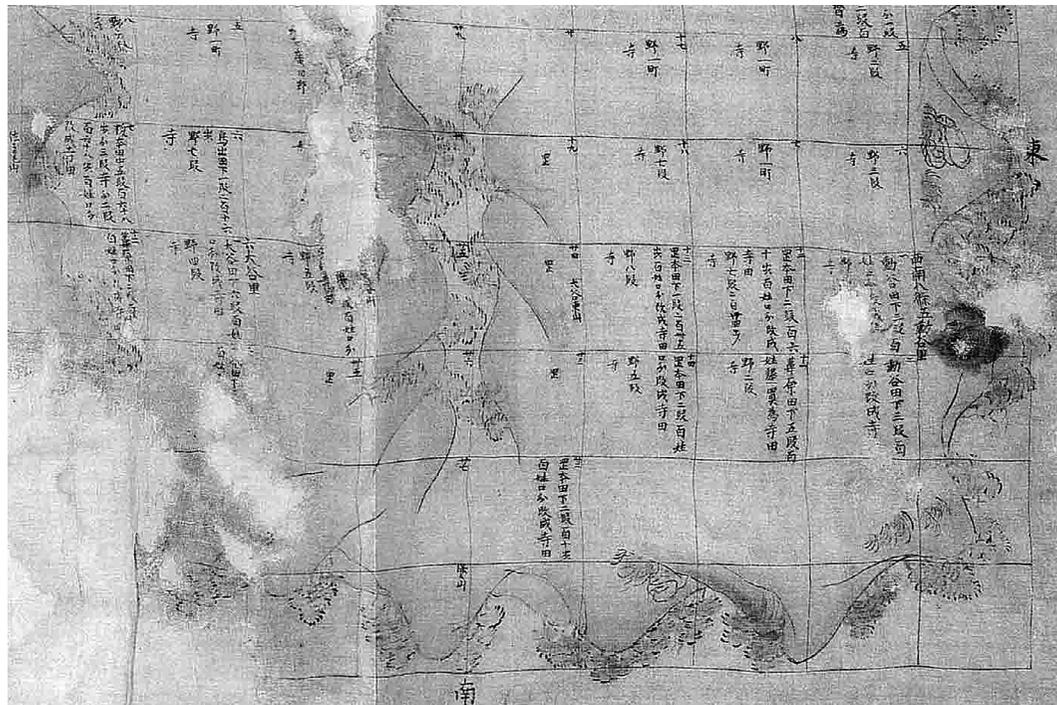


図3 天平神護2年作成糞置村開田地図の部分
注27) 文献図版より引用。

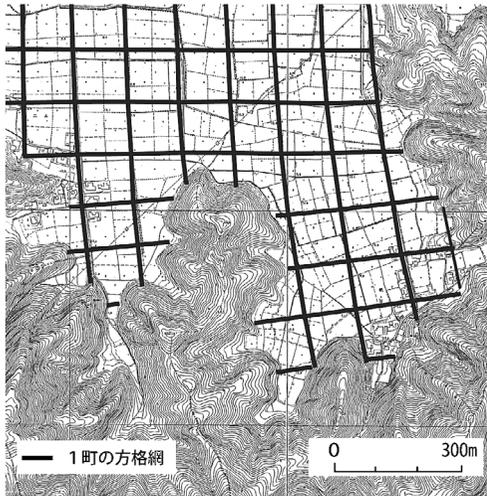


図4 糞置村における1町の方格網の設定状況
ベースマップは昭和38年(1963)測量
1/2500福井県基本図図を利用。

8世紀中頃の古代国家は、現地に設定した1町の方格網の位置関係を、6年毎の校班田時において確認していた。その際、糞置村開田地図の事象が示すように、山などの具体的な景観要素との対応関係にもとづいて確認していた。そして、それをもとに土地の収穫量や面積さらには所在確認、所有者の確認などを行っていたと考えることができる。具体的な1町の方格網にもとづく調査方法は不明であるが、縄などを用いていたことが想定される³⁰⁾。

以上、古代国家が現地に設定した1町の方格網にもとづき校班田作業を行っていた8世紀中頃の実態を示した。古代国家は、このような土地調査を実施し、その結果を示した班田図を作成・保管することで土地を把握していた。

上記の古代国家による土地把握は、8世紀中頃までに施工された条里地割や、それ以降に施工された条里地割の存在を明確に位置づけると考える。すなわち、現地に設定された1町の方格網さらには班田図との関係のもとに条里地割が施工されたと解釈できる。

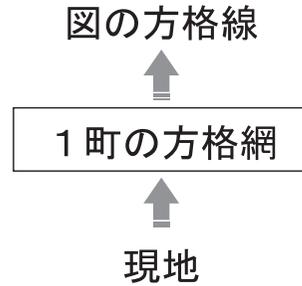


図5 図の方格線と現地との関係

そして、班田図の役割が古代国家による土地把握のなかで位置づけられることによって、8世紀中頃以降の班田図と古代荘園図との関係も一層明確になる。

すでに指摘されているように、古代荘園図のなかには班田図を直接基図にして作成された図がある³¹⁾。また古代荘園図の天地や図記載の条里呼称の向きは、図の作成時期や作成主体などの違いを問わず、それぞれの図が対象とした荘園が所在する国毎にまとまりをもっている。これは、図作成に際して国毎に天地などが異なっていた班田図を参照したためであったと考えられる³²⁾。

このように8世紀中頃における古代荘園図は、班田図を基図あるいはその存在を前提にして作成された図であった。こうした両者の密接な関係の背景には、8世紀中頃における古代国家の土地調査方法の存在があった。図5は、本章で示した現地と1町の方格網、そして班田図や古代荘園図を含めた図の方格線との関係を示した図である。

Ⅲ. 古代荘園図の機能と地

前章で示したように、8世紀中頃の班田図と古代荘園図は、古代国家による土地調査方法のもとに、密接な関係をもち作成されていた。次に古代荘園図がなぜ班田図とは別に作成されたかという点を問題にしたい。そこで本章では、古代荘園図の機能についてみていくことにする。

これまで古代荘園図の機能については、班田図と同様に個別の地片すなわち方格を単位とし、土地を表記する機能であったとされてきた³³⁾。古代荘園図記載の田の情報をもとに所在確認がなされた事例もあり、古代荘園図は班田図と同様な機能をはたしていた³⁴⁾。しかし、ここで留意しなければならないのは班田図と古代荘園図の記載内容の違いである。

班田図には田以外の地目も記載されていたが、あくまでも面積や所有者などの記載は田のみであった³⁵⁾。これに対して古代荘園図には、田のほかに田以外の地目の面積、さらにはそれらの所有や占有者などの情報が記載されていた。また、班田図には水系や道路を示した線表現が記載されていたが³⁶⁾、古代荘園図には、そうした線表現に加えて山などの絵画的表現がみられる。班田図と古代荘園図の記載内容の違いは、両者の機能に違いがあったことを強く示している。

注目すべきは、古代荘園図の集計部などに記載される「地」の表記である。天平勝宝8歳(756)の摂津職河辺郡猪名所地図の集計部「猪名所地四十六町六段二百二十五歩」にみられる「地」である³⁷⁾。前述の越前国足羽郡糞置村開田地図などの図集計部にも「地」や「合地」の記載があり、これらの図は「開田地図」や「墾田地図」と称されていた。こうした「地」の表記は班田図の集計部分などにはみられない³⁸⁾。

「地」の使用例は、はやくより確認でき³⁹⁾、水田のみから構成される「田」とは明確に区別されていた。別稿では古代荘園図に記載される地が、田だけではなく田以外の地目を含んだ土地を意味していたことを指摘した⁴⁰⁾。図6は地と田の関係をあらためて図化したものである。地はあらゆる地目を対象としたものであり、また、それらすべてを含む空間概念でもあった。田は地を構成する地目の1つであったと位置づけることができる⁴¹⁾。

班田図は、方格線と文字表現によって地の

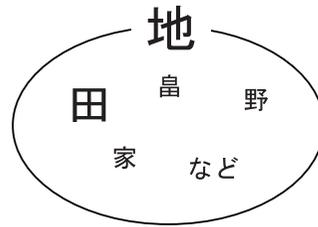


図6 地と田の関係

なかの田を示すことを機能としていた。それに対して古代荘園図は地を対象とし、方格線と文字表現および絵画的表現によって地を表記する機能をはたしていた。

もちろん、古代荘園を描いたすべての図が地を対象とし表記していたわけではない。越前国坂井郡鯖田国富荘のように、田のみで構成された荘園では、当然田のみの所在や面積などを示した図が作成されていた⁴²⁾。また、天平勝宝8歳に施入された水成瀬や猪名をはじめとする地では、地図である古代荘園図とは別に、田の所在や面積のみを記載した文図が作成されていた⁴³⁾。文図は地のなかの特定地目(水成瀬などの場合は田)を抽出し表記している点では班田図と性格が近似した図であった⁴⁴⁾。

以上、古代荘園図の機能についてみてきた。古代荘園図の多くは地を対象とし、それらを表記することが主要な機能であった。この機能は古代荘園図独自のものであり、班田図のそれとは明確に区別できるものであった⁴⁵⁾。

ところで、上記の機能をはたした8世紀中頃作成の古代荘園図をみていくと、図の表現方法が一樣ではなかったことがわかる。

このことを明瞭に示すのは、越前国足羽郡糞置村を対象とした天平宝字3年(759)作成地図⁴⁶⁾と前出の天平神護2年(766)作成地図の違いである⁴⁷⁾。

天平宝字3年作成地図の山稜線は、1点の

視座からみた山として描かれていた。一方天平神護2年作成地図は、前述したように、山を描くにあたり現地に複数の視座が設けられていた。図上の山や谷と方格線が対応することで、現地における1町の方格網の設定状況を示していた。両図には同じ地の範囲や現地に設定されていた1町の方格網が示され、さらに同じ山が描かれていた。にもかかわらず、山などを示した山稜線と方格線との関係は異なっている。

このほかにも、表現方法を含めた古代荘園図の表現内容は多岐にわたる。では図の表現内容の違いはなぜ生じているのであろうか。これは単に図の作成時期や作成者の違いの問題だけではなく、図の用途と密接に関わるものであると考える。次章においては、8世紀中頃における古代荘園図の役割を明確にするために、この点についてみていく。

IV. 古代荘園図の諸類型

現存する8世紀中頃作成の地を描いた古代荘園図は、図の表現内容や作成主体さらには作成時の図の移動などから、表1に示したように分類することができる⁴⁸⁾。ここでは、この分類毎に図の用途についてみていくことにしたい。

古代荘園図はまず表現内容から3つに分けられる。1図群は、地の範囲や地内部の地目や面積などを示すことを中心とする図群である。主に朱線・墨線や四至などを明記することで地の範囲が示されている。加えて絵画的表現によって地の範囲や地勢などを示したものがみられる⁴⁹⁾。

同図群の絵画的表現には山稜線や山麓線などがある。山稜線は摂津職島上郡水成瀬絵図、近江国犬上郡水沼村および同国犬上・愛智郡霸流村墾田地図、越前国足羽郡糞置村開田地図に記載されている。糞置村開田地図や近江国墾田地図記載の山稜線は、1点の視座からみたように山並みが描かれ、地勢や地の

範囲を表現している。水成瀬絵図については、視座の位置を特定することはできないが、地内部に向かって描かれた山並みによって、他の図と同様に地勢や地の範囲を表現している。

山麓線の記載は糞置村開田地図、越中国射水郡須加村、同国砺波郡伊加流伎村開田地図にみられる。山麓線は、図上の方格線との関係によって現地における1町の方格網の設定状況や、地勢および地の範囲などを示している。

このほか、水成瀬絵図や大和国平群郡額田寺伽藍并条里図には、彩色による土地利用表現がある。古代荘園図では基本的に地目などの情報が文字表現によって記載されている。水成瀬絵図の場合、文字に加えて畠部分には

表1 古代荘園図の分類試案

分類	名称	図版	
1	A	摂津職島上郡水成瀬絵図	『聚影』4
		摂津国河辺郡猪名所地図(原図)	『聚影』4
		近江国犬上郡水沼村墾田地図	『聚影』1下
		近江国犬上・愛智郡霸流村墾田地図	『聚影』1下
	B	越前国足羽郡糞置村開田地図	『聚影』1下
		越中国砺波郡伊加流伎開田地図	『聚影』1上
		越中国砺波郡石粟村官施入田地図	『聚影』1上
		越中国射水郡須加開田地図	『聚影』1上
		越中国射水郡鳴戸開田地図	『聚影』1上
		越中国射水郡榎田開田地図	『聚影』1上
		越中国新川郡丈部開田地図	『聚影』1上
		越中国新川郡大藪開田地図	『聚影』1上
C	阿波国名方郡枚方地図(原図)	『聚影』5上	
	大和国平群郡額田寺伽藍并条里図	『聚影』3	
	越中国砺波郡井山村墾田地図	『聚影』1上	
	越中国砺波郡伊加留岐村墾田地図	『聚影』1上	
2	越中国砺波郡杵名蛭村墾田地図	『聚影』1上	
	越中国射水郡須加村墾田地図	『聚影』1上	
	越中国射水郡鳴戸村墾田地図	『聚影』1上	
	越中国射水郡鹿田村墾田地図	『聚影』1上	
	越中国新川郡大荊村墾田地図	『聚影』1上	
	越前国足羽郡糞置村開田地図	『聚影』1下	
3	越前国足羽郡道守村開田地図	『聚影』1下	
	越前国坂井郡高串村	『聚影』1下	
	東大寺大修多羅供分田地図	『聚影』1下	
3	阿波国名方郡大処図	『聚影』5上	
	阿波国名方郡坪付図	『思文閣』	

※表は8世紀中頃から9世紀中頃作成の主な現存図を対象。
『聚影』：東京大学史料編纂所編『日本荘園絵図聚影』、東京大学出版会。1上、1995。1下、1996。3、1988。4、1999。5上、2001。

『思文閣』：『思文閣古書資料目録善本特集』第19輯、2007。

黄土による薄黄色が施されている。額田寺伽藍并条里図では、白緑や緑青などが用いられ土地利用が示されている。

1 図群は図の作成主体や作成過程における図の移動をみていくと、さらに3つに分類することができる。

1-A 図群は作成主体が国司あるいは郡司である。水成瀬絵図には、所在郡である島上郡司と摂津国司の署名そして国印を加えられている。同図は署名順や国印から、郡司が地の範囲や内容を記した図を作成し、国司の署名と国印が加えられたのちに、東大寺へ給付された図であると判断できる。また、摂津職河辺郡猪名所地図写の原図も署名型式から水成瀬絵図と同様な作成過程であったと考える。水沼村および覇流村壑田地区は近江国司の署名と近江国印が加えられている。また図自体は太政官へ進上した解の様式である⁵⁰⁾。これらのことから、図は国司によって作成され、国衙から太政官へ進上されたのちに東大寺へと給付されたことがわかる。

1-A 図群は作成契機が明確であり、いずれも勅施入に際して作成された図である。水成瀬絵図と猪名所地図写(原図)は、東大寺へ天平勝宝8歳に地が勅施入された際に郡司・国司が作成した図である⁵¹⁾。また近江国壑田地区は天平感宝元年(749)閏5月20日⁵²⁾の東大寺への壑田地勅施入をうけて、開発を担った国司が作成した図である⁵³⁾。

次の1-B 図群は、1-A 図群とは異なり荘園領主側が主体となって作成された図である。越前国および越中国開田地区には荘園領主である東大寺側が先に署名し、その後国司の署名や国印が加えられている。これは図が荘園領主側主体により作成された上で国衙へ提出され、国司による署名・国印が加えられたのちに、荘園領主側に返却されたことを示している⁵⁴⁾。これらの図に記載された荘園の多くは、天平21年(749)4月1日の寺院壑田許可⁵⁵⁾を契機とした荘園である。これらの

図は荘園領主である東大寺が、野の占定後に地の範囲や開発状況を、国衙へ報告するために作成した図であることがわかる。

阿波国名方郡枚方地区図は、図端書きから「国司図」と呼ばれる図を原図としていたことがわかる。図には「公地与寺地堺」などの文字や境界線によって東大寺が占定した野を含む枚方地の範囲が示されている。また、地内の既開墾である畠の面積のほかに未開発の野の面積が記載されている⁵⁶⁾。署名などは記載されていないが、枚方地区図の原図である「国司図」は、越前国や越中国の図と同様に、東大寺が8世紀中頃における地内の開発状況を、国衙へ報告するために作成した図であったと考える。原図自体には国司の署名や国印があったと想定できる。「国司図」の名称は、図に国司判行や国印があったことに由来すると考える⁵⁷⁾。

額田寺伽藍并条里図も1-B 図群と同様な性格の図であった可能性が高い。図の4辺が欠損し署名などを確認することはできないものの、図には全面に大和国印が捺されている。記載対象の地が勅施入ではないこと⁵⁸⁾を考慮するならば、同図は額田寺が作成主体となって伽藍を含んだ周辺の地を示し、国衙に提出したのちに国司・署名を加えられた図であったと考える。

次に1-C 図群として神護景雲元年(767)作成越中国壑田地区図が挙げられる。同図は越中国の7つの東大寺荘園を描いた図をまとめたものである。各図にはそれぞれ東大寺僧や郡司そして専当国司などが署名している。そして、全体の最後に越中国司が署名を加えている。また図全体には越中国印が捺されている。1-C 図群の記載順などは1-B 図群と類似するが、専当国司や郡司が署名している点で異なる。また、同図群は越中国司解という文書がセットになり太政官に送られ、のちに東大寺へ給付されていた⁵⁹⁾。以上のことから、太政官の命をうけて荘園の検注を実施し

た結果を示した図であったと考えられる。

1-C図群は1-A・B図群に比べて絵画的表現が少ない。これは対象地域の地勢と、作成段階において班田図との関係が密接であったことに起因する。1-C図群の図については、班田図に若干の修正を加えて作成された図であったと推測されている⁶⁰。

以上、1図群についてみてきたが、これらの図群は提出先が国家あるいは国家が作成主体であり、いずれも国家が関与した図群である。作成主体の違いはあるものの、国家との関わりがなかで地の範囲画定や検注などの用途で作成されていた。地の範囲や内部の地目などを示すことに重点を置く1図群の表現内容は、このような図の作成用途と密接に関わっている。

次に示す2図群は、1図群と同じく地の範囲や内部の地目などを示しているが、むしろ現地における1町の方格網の設定状況を示すことに表現の重点が置かれた図群である。同図群としては、天平神護2年越前国足羽郡糞置村開田地図をはじめとした越前国開田地図が挙げられる。

糞置村開田地図には山稜線で示された山や谷、そして岩などが方格線上に配置された例を確認することができる。前述したように、糞置村開田地図は、こうした表現を用いて現地における1町の方格網の設定状況を示していた。越前国足羽郡道守村開田地図や同国坂井郡高串村東大寺大修多羅供分田地図にも糞置村開田地図と同様な表現がみられる。

2図群の署名は国司そして荘園領主である東大寺関係者の順でなされている。これは図が国司主体もしくは荘園領主側の立ち合いのもとで作成されたことを示している。同図群は同じ年月日と署名である越前国司解がセットになっている⁶¹。このことから図が国司などを中心に作成されたのちに、太政官へ提出され、その後、荘園領主側に給付されたものであったことが確認できる。2図群が作成さ

れた天平神護2年は、班田収授の校田年に相当することから、同図群は太政官の命をうけて天平神護2年に実施された校田や翌年の班田と関係した図であると判断できる⁶²。同図群において図上の方格線と山などの絵画的表現が対応していたのは、こうした作成用途と密接に関わっていたためであると考えられる。

最後の3図群は、これまでの図群が地の範囲を示していたのとは異なり、地内の地目や耕作状況などを示した図群である。

阿波国名方郡大豆処図には、大川の流路変更やそれにとりまなう耕作地の変更を示す修正が記載されている。別稿で示したように、同図は大豆地の畠や地形変化の調査結果を示した図と考えられる⁶³。阿波国名方郡坪付図は9世紀中頃に作成された図であるが、大豆処図と同様に東大寺が大豆地内の畠について調査した図である⁶⁴。同図には寺畠を示す「寺」のほかに、「公」と「今勘公」という記載がみられる。これは数年度にわたる班田図を参照し⁶⁵、畠が公畠とされた時期の変化を示していると考えられる。

これらの図は、署名や国印などが確認できないことから、荘園領主である東大寺側が作成し、地すなわち荘園内の検注などに利用した図であると判断できる。地の範囲や境界が明示されていないのは、図の作成用途と関係している⁶⁶。

また、前出の枚方地図も同図群に含めることができる。枚方地図自体は署名や国印などがなく、荘園領主側である東大寺が「国司図」を写し、荘園内部あるいは東大寺内部で利用した図であると考えられる。「国司図」をもとに、東大寺が地内部の耕作状況などを調査するために作成したと推測できる⁶⁷。

以上みてきたように、8世紀中頃さらには9世紀中頃において、国司・郡司や荘園領主などが主体となり古代荘園図が作成されていた。そして古代荘園図は、地内の検注や校田作業、さらに国家との関わりがある公的なも

のや荘園内で利用された私的なものまで、様々な段階で作成されていた。図の表現内容は、そうした図の作成用途に応じて多岐にわたっていた。

V. 古代国家による土地把握と図の役割

それでは8世紀中頃から9世紀中頃にかけて、なぜ古代荘園図は様々な段階で作成されたのであろうか。このことを考える上で注目するのは、図の作成過程において国家が関与していたことである。

前章で示したように、1・2図群は提出先や給付元が国家であった。なかでも1-B図群は、荘園領主が占有および所有した野を含む地の範囲や地の内部の面積を記し作成した図であった。これらの図は作成後に国衙に提出され、国司の署名と国印を加えられたのちに荘園領主側に給付されていた。

こうした手続きは、地の占有に対する国家の認定を意味するものであった。このことは地を表記した図に、国司の署名や国印が加えられていることが明瞭に示している。このほかにも8世紀中頃においては、野を含む地を記載し、同図群と同様な手続きを経た文書が多く作成されていた。これらもまた国家による地の認定と関係する文書であるとする⁶⁸⁾。

古代国家による地の認定の背景については、次の2点が考えられる⁶⁹⁾。

まず、地内における田の開発促進や維持である。とくに開発を前提として野が占定された地の場合、そこで開発される田は国家が租を徴収する対象であった。単に「野」と表記された部分には、未開発地だけではなく、田を開発維持していくために必要な用排水施設など様々な利用が想定される。古代国家は、地内の田の開発促進や維持をはかるために、こうした土地利用を含めて占定された地を認定していた。

そして重要なのは、古代国家による地の把握である。国家は地を認定する一方で地を把

握していたのである。

班田図では田のみが把握されていた。古代国家は班田図をもとに、荘園領主に地の範囲や面積などを記載した古代荘園図や文書を作成提出させ、さらにそれらの1部を国衙に保管していた⁷⁰⁾。そして、それまで所在や内容を必ずしも特定できていなかった、地について把握していたのである⁷¹⁾。

このような古代国家による地の認定・把握は、8世紀初頭から中頃までの土地政策との関わりのなかで総合的に位置づけることができる。

律令施行当初である8世紀初頭の古代国家は、野などを含む地に関しては基本的に把握の対象としていなかった。田令には宅地や園地の規定は確認できる。しかし、それらを含む地の把握に関する規定については確認できない。雑令の規定に「山川藪沢之利、公私共之」とあるように、野などを含む地はあくまでも公私共利の対象であった。

ところが、律令施行直後の慶雲3年(717)には、百姓耕作地の経営が、王臣家などの野を含む地の占有によって妨げられるといった事態が顕在化することになる。そうした事態に対して古代国家は、王臣家などによる無秩序な地の占有禁制を出していた⁷²⁾。

しかし、上記の政策は十分な効果を得ず、国家は地の占有の禁制から、認定・把握へと政策転換をしていった。このことは和銅4年(711)12月に出示された詔からわかる⁷³⁾。そこには、野の占定について「有応墾開空地者、宜経国司」という開発の手続きが規定されている。その後、国家は次々と地の認定・把握の政策を実施していくことになる。野の占定申請を前提とする養老7年(723)の三世一身法⁷⁴⁾や天平15年(743)の墾田永年私財法⁷⁵⁾施行、さらには天平21年の寺院の墾田所有許可⁷⁶⁾などは、地の認定・把握に関わる一連の政策であったと考える。

1-B図群を通じてなされる地の認定・把

握は、古代国家による土地政策の展開のなかで位置づけられる。古代国家は、班田図によって田を把握し、一方で古代荘園図さらには文書をもとに地を把握する体制を確立していった。そして、他の図群の古代荘園図についても、このような古代国家の土地把握体制の確立をうけて作成されたものであったといえる。

1-A図群は古代国家による土地把握体制のもとに、勅施入した地を把握するために作成された図であった。1-C図群は、1-B図群と同じく国司判行や国印が加えられている。太政官との関わりを考慮する必要があるが、同図群もまた国家による地の認定・把握と関わる図であったと推定できる。2図群は、古代国家による1町の方格網にもとづく調査や班田図作成そのものと関わるものである。そして3図群は、8世紀中頃までに確立した古代国家の土地把握体制との関わりをなかで、荘園領主が作成し荘園内部の検注に用いた作業図であった。荘園領主は3図群などの作成や利用を通じて、荘園の把握はもちろんのこと、1-B・C図群を作成していったと推定できる⁷⁹⁾。

以上みてきたように、古代荘園図は班田図を基図あるいはその存在を前提として様々な段階で作成されていた。古代荘園図の内容は班田図へと反映されていった。とくに作成過程で国家が関与した古代荘園図は公驗とされ、班田収授や班田図の作成・更新の際に参照される存在であった⁷⁹⁾。図7には、8世紀中頃における古代国家の土地把握のなかで、班田図と現存する古代荘園図との関係を示した⁷⁹⁾。

VI. おわりに

8世紀中頃の古代国家は、現地に設定した1町の方格網を、6年毎の校班田時に確認し、土地調査を行っていた。そして、作業結果を記載したものとして班田図を作成し、班

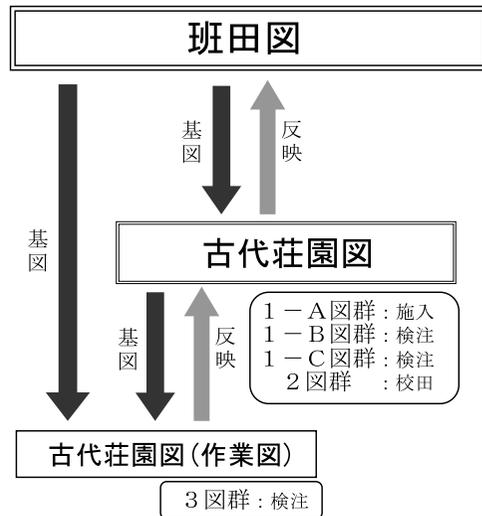


図7 班田図と古代荘園図の関係

※1町の方格線を記載した8世紀中頃から9世紀中頃作成の現存図を対象。図群は表1参照。

田図をもとに田の把握を行っていた。古代荘園図は班田図を基図あるいはその存在を前提にして、田以外の地目を含む地を対象とし、地を表記するために作成されていた。古代荘園図作成は、8世紀中頃までに確立した国家による地の把握との関わりをなかで、国家あるいは荘園領主が主体となり、地の認定や地内の検注などの様々な段階においてなされていた。

8世紀中頃以降に本格的に実施された古代国家による土地支配は、本稿で示した1町の方格網にもとづく土地調査や、班田図と古代荘園図などによる土地把握をもとに実行されていった。国家はこうした土地把握の確立を通じて土地政策を実施し、徐々に土地支配を深化させたと考える。

以上、本稿は8世紀中頃の班田図とその時期に作成された古代荘園図を中心に検討を行ってきた。そのため、地を記載した文書や班田籍などといった文書と図との関係について十分に検討することができなかった。この点を検討することで、古代日本における図の

役割についてさらに明らかになると考える。そして8世紀中頃以降だけではなく、古代国家成立期である8世紀初頭の土地支配や土地制度のあり方についても、新たな理解が得られると考えている。課題としたい。

(国立歴史民俗博物館・外来研究員)

〔注〕

- 1) ①吉田 孝『律令国家と古代社会』, 岩波書店, 1983, 454頁。②吉村武彦『日本古代の社会と国家』, 岩波書店, 1996, 364頁ほか。本稿では、「古代国家」の語を中央政府や国衙(あるいは郡家も)を含めた意味で用いる。中央政府や国衙などを区別する場合は明記する。
- 2) 校田や班田時には、それぞれ「校田図」「班田図」と呼ばれる図が作成されていた。本稿では、それらを一括して班田図と呼ぶ。
- 3) 弘仁11年(820)12月26日太政官符(『類聚三代格』15)ほか参照。
- 4) 前掲3)。
- 5) 岸俊男は8世紀中頃以降の班田図の形態と条里呼称の型式が一致していることから、班田図整備を天平14年(742)の条里呼称成立以降と推定する。①岸 俊男「班田図と条里制」『日本古代籍帳の研究』, 塙書房, 1973, 391~414頁, 1959年初出。しかし、この点については再検討の余地がある。天平神護2年(766)12月5日伊賀国司解に「天平元年図」(②『大日本古文書』5, 640~645頁)が確認でき、天平10年頃作成『令集解』公式令文案条古記にも「田図」の記載がある。また、班田図の形態と条里呼称の型式の一致は、班田図上において条里呼称が成立したためであるとも考えられる。班田図と条里呼称の関係は③伊藤寿和「讃岐国における条里呼称法の整備過程」, 歴史地理学120, 1983, 15~28頁。④吉田敏弘「田図と条里呼称法」, 國學院大學大學院紀要36, 2005, 43~63頁の指摘がある。
- 6) ①東京大学史料編纂所編『日本荘園絵図聚影』3, 東京大学出版会, 1988所収。同図は13世紀後半頃作成と推定されている。図の検討は②石上英一「京北班田図の史料学的研究」『古代荘園史料の基礎的研究』, 塙書房, 1997, 427~680頁, 1988, 1990, 1996年初出ほか参照。このほか9世紀後半の班田図を原図として作成された山城国葛野郡班田図がある。③東京大学史料編纂所編『日本荘園絵図聚影』2, 東京大学出版会, 1992および④同『日本荘園絵図聚影』5下, 東京大学出版会, 2002所収。
- 7) このほか、条坊区画を描いた天平勝宝8歳(756)の大和国平城京葛木寺東所地四坊図や、直線的な方格を描かない大和国観音寺領絵図などがある。いずれも前掲6) ①。これらも古代荘園図であるが、本稿ではひとまず検討対象から除外する。1町に相当する方格線を記載した図を検討し、その結果をふまえて位置づけたい。
- 8) ①前掲5) ①。②宮本 救「山城国葛野郡班田図」『律令田制と班田図』, 吉川弘文館, 1998, 99~156頁。1956, 1981, 1982年初出。③同「〔山城国葛野郡班田図〕補説」, 日本歴史611, 1999, 99~102頁。④弥永貞三「班田手続と校班田図」『日本古代の政治と史料』, 高科書店, 1988, 299~323頁, 1979年初出ほか。
- 9) ①服部昌之「条里の図的研究」(水津一朗先生退官記念事業会編『人文地理学の視圏』, 大明堂), 1986, 209~219頁。②同「〔条里の図的研究〕補説」, 人文研究38-7, 1986, 533~562頁。
- 10) 金田章裕「田図・古代荘園図における条里プランの表現」『古代日本の景観』, 吉川弘文館, 1993, 75~94頁, 1986年初出。
- 11) 東京大学史料編纂所編『日本荘園絵図聚影』1上~5下, 東京大学出版会, 1988~2002。
- 12) 古代荘園図の代表的な研究成果として金田章裕・石上英一・鎌田元一・栄原永遠男編『日本古代荘園図』, 東京大学出版会, 1996, 582頁がある。
- 13) 図の機能や表現内容については金田章裕による一連の研究がある。①前掲10)。②同『古代荘園図と景観』, 東京大学出版会, 1998ほか。また、石上英一による古代荘園図の史料学的な検討がある。③前掲6) ②ほか。

- 14) ①中井一夫「地域研究」『条里制の諸問題』I, 奈良国立文化財研究所, 1981, 66~76頁ほか。発掘調査成果の整理は②金田章裕「条里地割の形態と重層性」『古代景観史の探究』, 吉川弘文館, 2002, 255~309頁, 1995年初出ほか参照。
- 15) 井上和人は平城京を挟んで展開する条里地割の里区画が連続するとし, それらの地割施工が平城京造営以前の7世紀後半頃前後であると推定する。①井上和人『古代都城制条里制の実証的研究』, 学生社, 2004, 540頁, 1994年初出ほか。しかし, この指摘については十分な考古学的裏付けがなく, 7世紀後半の地割施工を実証するものではないとの批判がある。②前掲14) ②ほか。平城京と周辺条里地割の関係についてはさらに検討する必要がある。
- 16) 7・8世紀頃施工と推定されている地割のなかには, 条里地割と方位や規格が異なるものもある。これらの地割については宮などの土地計画との関わりを想定しなければならない。
- 17) 前掲6) ①。
- 18) 図の方格線のなかには実際に図作成当時施工されていた条里地割を示しているものもある。図の方格線については金坂清則「東大寺開田図に描かれた方格線と条里地割」, 条里制研究6, 1990, 23~68頁ほか参照。
- 19) 金田章裕「条里プランの完成・定着・崩壊プロセス」『条里と村落の歴史地理学研究』, 大明堂, 1985, 43~77頁, 1980, 1982年初出ほか。
- 20) ①金田章裕「条里プランの形成」(前掲10)), 1~14頁。「条里地割を実際に伴った条里呼称法による土地表示はもとより, 現実にもそのような径溝や畦畔が存在しなくても, 手続き上あるいは記録上, それと同様の扱いであれば, 地表上に平面形態としての条里プランが展開したことになる」とする定義を加えている。なお, 1町の方格網は宇野隆夫も想定している。②宇野隆夫「考古学からみた日本生産流通史」, 日本史研究380, 1994, 1~30頁ほか。
- 21) 条里呼称の初見史料は天平15年4月22日山背国弘福寺田数帳(①『大日本古文書』2, 335~337頁)である。条里呼称の成立時期については岸俊男や金田章裕の研究がある。②前掲5) ①。③前掲19) ほか。
- 22) 東京大学史料編纂所編『日本荘園絵図聚影』5上, 東京大学出版会, 2001所収。
- 23) 金田章裕「弘福寺領讃岐国山田郡田図」(前掲10)), 94~131頁, 1992年初出ほか。
- 24) 天平宝字7年7月29日山田郡弘福寺田内校出田注文(『大日本古文書』5, 460~461頁)。この点については福尾猛市郎「「讃岐国山田郡弘福寺領田図」考」『日本史選集』, 福尾猛市郎先生古記記念会, 1979, 241~260頁, 1957年初出ほか。
- 25) このほか, 郷里制下(霊亀3年(717)から天平12年(740))作成の1町の方格網に相当する区画を記載した図の断片がある。奈良国立文化財研究所編『平城宮発掘調査出土木簡概報』8, 1971所収。
- 26) 国家が京域内の土地さらに山や海などを, 1町の方格網によって調査したとは考えられない。それらについては別途検討しなければならない。
- 27) 東京大学史料編纂所編『日本荘園絵図聚影』1下, 東京大学出版会, 1996所収。
- 28) 『続日本紀』天平神護2年9月23日条。
- 29) 図の現地比定および図と現地との対応関係については別稿参照。三河雅弘「越前国足羽郡糞置村開田地図における山の表現とその特質」, 人文地理56-1, 2004, 43~58頁。
- 30) この点は宇野隆夫が言及している。前掲20) ②。
- 31) 神護景雲元年(767)作成越中国射水郡鳴戸村開田地図(①東京大学史料編纂所編『日本荘園絵図聚影』1上, 東京大学出版会, 1995所収)記載の荘域は, 作成に際して基図とした班田図の並べ方を誤ったために, 里界線を境として12条部分がちょうど1里分横方向にずれて描かれている。②前掲5) ①。大和国平群郡額田寺伽藍并条里図(③前掲6) ①)には坪界線と区別された一定幅の間隔をもつ2本線の里界線が記載されている。これは同国の班田図の記載形式をそのまま反映したものであると推定されて

- いる。④前掲10)。
- 32) 古代荘園図の天地や条里呼称の向きについては金田章裕が言及している。①前掲10)ほか。なお、天平宝字3年(759)作成の越中国諸地図(②前掲31)①は、榎田・丈部村開田地図のみが東を天にして左上隅に1行1(1ノ坪に相当)を置く配置であり、そのほかはすべて南を天として右上隅に1行1を置く配置であった。こうした異同は、図が対象とした荘域と料布の幅との関係によって向きを傾けたためであったと考える。
- 33) 金田章裕「古地図の機能と表現対象」(前掲13)②, 314~333頁ほか, 1995年初出。
- 34) 天平神護2年(766)越前国足羽郡司解(①『大日本古文書』東南院文書2, 171~172頁)。この点は②柴原永遠男「古代荘園の作成と機能」(前掲12)), 63~88頁参照。
- 35) 山城国や阿波国では畠が田の代わりに百姓へ班給されていた(①『続日本紀』天平元年(729)11月7日条ほか)。そのため、畠にも面積や所有者などの情報が記載されていた。②前掲6)③④。③承和12年(845)正月5日高倉祖嗣奏状(『思文閣古書資料目録善本特集』第19輯, 2007所収)ほか。
- 36) 弥永貞三・亀田隆之・新井喜久夫「越中国東大寺領荘園絵図について」, 続日本紀研究50, 1958, 2~22頁ほか。
- 37) 東京大学史料編纂所編『日本荘園絵図聚影』4, 東京大学出版会, 1999所収。
- 38) 班田図集計部分は大和国添下郡京北班田図ほか参照。前掲6)①③④。
- 39) 『日本書紀』神武天皇2年(前659)2月2日条ほか。
- 40) 三河雅弘「古代荘園図の機能」, ヒストリア205, 2007, 28~57頁。
- 41) 吉村武彦は、田や野などが地に含まれている例や、地が田や野と併記されている例を指摘し、地に広義と狭義の意味があったとする。吉村武彦「土地政策の基本的性格」(①前掲1)②), 200~226頁, 1972年初出。前者は地の本来的な意味での用例であり、後者は地のなかから抽出した田および野と地を併記した用例と考える。なお、阿波国の班田図には畠が「地」として記載されていた。②前掲35)③。これは地があらゆる地目を対象とするものであり、畠もまた地であったためであると考えられる。
- 42) 図部分は現存していないが、天平宝字3年(759)11月28日越前国坂井郡東大寺墾田図断簡(福井県編『福井県史』通史編1, 福井県, 1993所収)がある。
- 43) 文図の文章部分の写しと考えられる天平勝宝8歳12月13日東大寺飛驒坂所公驗案(①『大日本古文書』25, 203~204頁)が現存する。文図については別稿参照。②前掲40)。
- 44) 宝亀11年(780)の西大寺資財流記帳(『寧楽遺文』中)には神護景雲2年(768)「美作国解文墾田地文図」が記載されている。この文図は地のなかの特定地目を抜き出した図であったと考える。
- 45) 古代荘園図の機能は中世成立期においても継承されている。古代荘園図は領域を示す中世荘園絵図と同様に「絵図」と称され、班田図などの「田図」と明確に区別されている。前掲40)。古代荘園図が地を対象としていたことは、中世荘園絵図との関係を考える上でも重要な視点となると考える。これらの点は今後の課題としたい。
- 46) 前掲27)。
- 47) 前掲29)。
- 48) 図版所収文献は表1参照。
- 49) 図の記載内容に関する記述は、東京大学史料編纂所の原本調査成果に拠る。東京大学史料編纂所編『日本荘園絵図聚影』釈文編1, 東京大学出版会, 2007。
- 50) 古代荘園図と解の様式については柴原永遠男の指摘がある。前掲34)②。
- 51) 前掲40)。
- 52) 『続日本紀』天平勝宝元年閏5月20条。
- 53) 佐藤泰弘「近江国水沼村墾田地図」(前掲12)317~336頁ほか。
- 54) 同年地図署名の僧平榮は東大寺僧である一方で僧綱所の僧でもあった。僧綱所と検注との関係は①小口雅史「律令制下寺院経済の管理統制機構」『日本古代土地経営関係史料集成』, 同成社, 1999, 212~263頁, 1980年初出。②川尻秋生「『多度神宮資財帳』の作成目的」『日本古代の格と資財帳』, 吉

川弘文館, 2003, 198~221頁。1998年初出などの研究参照。この点については今後の課題としたい。

- 55) 『続日本紀』天平勝宝元年4月1日条。
- 56) 枚方地は天平勝宝元年に東大寺によって占定されたと考えられる。このほか阿波国名方郡では新島地と大豆地が占定された。三河雅弘「古代国家による寺院荘園の認定と土地把握」, 歴史地理学50-5, 2008, 1~22頁。
- 57) ①前掲56)。金田章裕は、条里呼称成立と班田図整備が密接に関わるとして、枚方地図など条里呼称の記載がない図を班田図整備以前に作成された図とする。それらを枚方地図端書きにもとづき「国司図」と呼び、寺田や墾田の許認可など班田収授の対象外となる土地に対して、国司が作成関与した図とする。②金田章裕「律令の条里プランと荘園図」(前掲13) ②), 60~98頁, 1996年初出ほか。しかし、この点は従うことはできない。
- 58) 額田寺伽藍并条里図には、6世紀以来の額田部氏所領を起源とする地が記載されている。同図の検討は仁藤敦史編「古代荘園絵図と在地社会についての史的研究」国立歴史民俗博物館研究報告88, 2001ほか参照。
- 59) ①『大日本古文書』東南院文書2, 313~320頁。栄原永遠男は1-B図群についても、1-C図群と同様に太政官へ進上されたと推定している。②前掲34) ②)。1-B図群と太政官との関わりについては今後の課題としたい。
- 60) 前掲57) ②)。
- 61) 『大日本古文書』東南院文書2, 187~244頁。
- 62) 2図群は他図群にはない田品記載がある。田品記載は班田図を基図として作成された大和国添下郡京北班田図(前掲6) ①)にも確認できる。
- 63) 前掲56)。
- 64) 前掲56)。
- 65) 仁平3年(1153)4月29日東大寺諸荘園文書目録(①『平安遺文』2783)の阿波国新島荘文書には「一卷_{九枚}無年号国図坪付」と

あり、東大寺が「国図」すなわち班田図の写などを複数保管していたことがわかる。延宝9年(1681)東大寺油倉書籍之覚(②加越能文庫蔵『松雲公採集遺編類纂』書籍5)には、そのなかに弘仁年間(810~824)の班田図(写カ)が含まれていたことが記されている。

- 66) 前出の天平7年(735)の讃岐国山田郡田図は3図群と類似する。同図には荘園領主である弘福寺側のみの署名がある。また図部分には地の境界が示されておらず、収穫量や面積が記載され、彩色による土地利用表現に加えて白緑による修正がある。同図については班田図の整備時期の問題も含めて検討していきたい。
- 67) 猪名所地図写には原図作成時よりも後代の情報が含まれ、図の転写時期もかなり下る。そのため3図群には含めない。同図の検討は①鷲森浩幸「摂津職河辺郡猪名所地図」『日本古代の王家・寺院と所領』, 塙書房, 2001, 323~355頁, 1996年初出ほか参照。なお、神護景雲元年の越中国鳴戸村などを描いた紙製断簡図が現存する。②前掲31) ①ほか所収。これらの図については③前掲34) ②)。④杉本一樹「絵図と文書」(平川南・沖森卓也・栄原永遠男・山中章編『文字と古代日本』2, 吉川弘文館, 2005), 28~69頁。⑤新井重行「『東大寺開田図』についての覚書」(武光誠編『古代日本の政治と宗教』, 同成社, 2005), 3~23頁の検討がある。
- 68) たとえば、天平勝宝3年(751)7月27日近江国甲可郡蔵部郷墾田野地売買券(①『大日本古文書』3, 513~514頁)など地の売券や、天平宝字3年(756)11月14日東大寺越中国諸郡荘園惣券(②『大日本古文書』4, 375~393頁)のような図とセットで作成された文書である。
- 69) 前掲56)。
- 70) 国司や郡司が署名を加えた売券などは通常2, 3通作成され、それらが買主だけではなく国衙にも保管されていた。中田薫「売買雑考」『法制史論集』3下, 岩波書店, 1971, 36~58頁, 1943年初出ほか参照。売

券とほぼ同じ作成過程である地記載の古代荘園図や文書もまた、同様に複数作成され、1部は国衙などに保管されていたと考える。

- 71) 班田図上において荘園領主による野の占定がなされていたとの指摘がある。櫛木謙周「越前国坂井郡高串村東大寺大修多羅供分田地図」(前掲12)), 429~447頁ほか。
- 72) 『続日本紀』慶雲3年3月14日条。
- 73) 『続日本紀』和銅4年12月2日条。
- 74) 『続日本紀』養老7年4月17日条。
- 75) 条文復元は吉田 孝「墾田永年私財法の基礎的研究」(前掲1) ①), 239~288頁, 1967, 1972年初出参照。
- 76) 前掲52) および55) ほか。
- 77) 大和国観音寺領絵図(前掲6) ①) には「公民田寺受入」などの記載がある。これらもまた1町の方格網や班田図による土地把握

との関わりが想定される。また、班田図作成に際しても作業図が作成されたと考えられる。

- 78) 高倉祖嗣奏状(前掲35③)や越前国司解(前掲61))などからは、古代荘園図や券文をもとに、東大寺の寺田畠への改正が行われた過程を読みとることができる。こうした作業をふまえて班田図は更新されたと推定される。
- 79) また、8世紀中頃においては現存図以外にも古代荘園図は作成されていた。本稿で示した以外の作成主体や作成段階も想定される。12世紀以降作成される文書目録には、現存図以外の古代荘園図が多く記載されている。①前掲65) ①および②大治5年(1130)3月13日東大寺諸荘文書并絵図等目録(『平安遺文』2156) ほか。